

本巢市体育施設利用団体登録について

体育施設（社会体育施設及び学校開放施設）を使用するには、団体登録が必要です。

1 団体登録の申請

期 限：令和7年1月31日（令和7年4月から施設利用を予定している団体）

提出書類：体育施設利用団体登録申請書

代表者の本人確認書類（免許証等）

提出先：市内各公民館、または本巢市民スポーツプラザ

※2月以降の申請は、審査に時間を要します。ご了承願います。

※登録要件等は、「6 登録の要件」をご確認ください。

2 団体登録の申請が免除される団体

スポーツ協会（市、支部として登録している団体）、文化協会、スポーツ少年団各単位団、部活動支援クラブ（部活動支援クラブに関しては、活動場所の制限を設けます）

【市内関係団体等】… 教育機関（幼稚園・小学校・中学校）、自治会、子ども会、青少年育成市民会議関係団体

【市外関係団体等】… 国、県及び地方公共団体

3 団体登録の有効期限

団体登録の有効期間は、登録年度の3月31日利用分までです。自動更新はされません。年度毎に登録申請が必要です。

4 施設利用の制限

（1）「第3日曜日」の施設利用について

「家庭の日」の推進事業により、中学生以下の活動は許可できません。

【利用できる活動】…子ども会活動、自治会活動、学校行事、青少年育成市民会議関連活動

※特別な事情が生じた場合、各関係団体の責任者の申請により審査いたします。

（2）フットサルの屋内利用について

真正スポーツセンターのみです。（施設整備の状況により施設の利用を拡大した場合にお知らせします。）

5 当日の施設利用

本巢市在住の方（18歳以上高校生を除く）は、団体登録証をもたない方でも施設に空きがある場合は、当日に限り利用することができます。但し、申請者本人が本巢市在住であることを確認できる（氏名、住所が記載された）身分証明書が必要となります。なお、当日利用を希望される場合は、利用日の8:30～16:30に申請してください。※詳細については、各公民館にお問い合わせください。

6 登録の要件

（1）登録の要件

①団体の活動が、本巢市の社会教育、スポーツ振興に寄与するものであること。

②10名以上（テニス、卓球、バドミントンの団体は7名以上）の団体であること。

※保護者クラブは、人数に満たない場合も登録を許可する。ただし、一つの部活動に対して、一つの保護者クラブとする。

③18歳以上（高校生除く）の者がいること。

④継続的な活動を行う団体であること。

⑤代表者、活動員が定まっていること。（活動員は登録者に限る。）

⑥政治・宗教・営利を目的とした団体でないこと。

（2）登録に必要な書類等

①体育施設利用団体登録申請書

②代表者の本人確認ができるもの（運転免許証等）

（3）市内・市外団体の区分

・市内団体とは、活動員の内、市内在住者が5割以上の団体とします。

※ただし、岐阜高専・県立・私立(市内)の学校は「市外団体」扱いとします。

※市内団体の代表者は、市内在住の方とします。

- ・市外団体とは、活動員の内、市内在住者が5割未満の団体とします。

(4) 登録手続きの注意事項

- ・申請から登録までに、10日間程度を要します。
- ・登録は、記載されている年度の施設利用分のみ有効です。年度をまたがったの使用はできません。
- ・登録は自動更新されません。継続的に活動する団体は、毎年、必ず登録申請してください。
※翌年度の登録申請は毎年12月16日から受け付けます。

その他

- ・登録要件のうち、一つでも欠けた場合は登録を取消します。
- ・施設の利用にあたり、著しく施設の運営に支障をきたした場合は登録を取消します。
- ・予約システムのIDは登録している団体の会員以外共有しないでください。
- ・原則として、登録団体の活動員のみ使用となります。但し、試合等の場合に限り、他団体との合同使用を認めます。
- ・事故・怪我などについては、各団体で対応をお願いします。傷害保険への加入は各団体でご判断ください。
- ・市内に住所を有する65歳以上の者及び障がい者が構成員の過半数を占める市内の団体は、使用料の減免があります。
- ・市内在住の小・中学校の児童・生徒のみ（指導者は含まず）で構成される団体に関しては、使用料の減免があります。※指導者の登録は2名までです。
- ・岐阜高専・県立・私立(市内)の学校は、使用料の減免があります。
※使用料の減免の対象については、各公民館で申請の手続きをしてください。手続きがない場合は通常料金になります。